

舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5の規定に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対して行う第1号事業の内容及び第1号事業支給費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、指定事業者等の支援を基本とし、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(指導の方針)

第3条 指導は、指定事業者等に対し、舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する規則（平成29年規則第4号）及び舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定に関する基準を定める要綱（平成29年告示第43号）に定める第1号事業の実施及び第1号事業支給費に係る請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針として実施する。

(指導の体制)

第4条 指導は、福祉部高齢者支援課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

(指導の形態等)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、指導の対象となる指定事業者等に対し、第1号事業の取り扱い、第1号事業支給費請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 運営指導

- (1) 運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、舞鶴市長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び舞鶴市長、又は京都府知事及び舞鶴市長が合同で行うものを「合同指導」とする。

ア 第1号事業の実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

ウ 報酬請求指導

加算等の第1号事業支給費請求の適正実施に関する指導

- (2) 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる指定事業者等について行う。

- (3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、指定事業者等による自己点検を励行するものとし、上記(1)ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

(指導対象)

第6条 指導は全ての指定事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の計画に基づき行う。

- (1) 集団指導の対象
すべての指定事業者等を対象に行う。
 - (2) 運営指導の対象
すべての指定事業者等のうち、次の者とする。
 - ア 一般指導
 - ① 運営指導の対象となった指定地域密着型通所介護事業者の運営する指定事業者等を選定する。
 - ② その他、特に一般指導を要すると認める指定事業者等を対象に実施する。
 - イ 合同指導
 - ① 運営指導の対象となった指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者を対象に実施する。
 - ② その他、特に合同指導を要すると認める指定事業者等を対象に実施する。
- 2 京都府知事と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努める。
- (指導担当者)
- 第7条 指導は1名以上の者をもって行う。
- (指導方法等)
- 第8条 指導の方法は次のとおりとする。
- 1 集団指導
 - (1) 実施通知
集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者等に通知する。
 - (2) 指導方法
実施に当たっては、指定事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。
なお、集団指導に参加しなかった指定事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供する。
 - 2 運営指導
 - (1) 実施通知
指導対象となる指定事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定事業者等に原則として運営指導実施日の1月前までに通知する。
ただし、指導対象となる指定事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該指定事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。
 - ア 運営指導の根拠規定及び目的
 - イ 運営指導の日時及び場所
 - ウ 指導担当者
 - エ 指定事業者等の出席者
 - オ 準備すべき書類等
 - カ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）
 - (2) 指導方法
運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。
 - (3) 講評
運営指導の結果については、運営指導終了後、現地において指定事業者等の責任者等に対して、講評を行う。
 - (4) 指導結果の通知等
運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、第1号事業支給費請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によってその旨を通知する。
 - (5) 報告書の提出
当該指定事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第9条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱（以下「監査要綱」という。）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害をおよぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(京都府等への情報提供)

第10条 指導結果及び改善報告書の内容については、京都府及び関係機関等に情報の提供を行う。

(指摘に伴う自主返還措置)

第11条 指定事業者等に対する運営指導において、第1号事業の内容、第1号事業支給費の算定又はその請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該指定事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。この場合、指摘を行った事項について、全利用者の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検の上、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

2 一定期間を経過しても返還が行われない指定事業者等については、速やかに監査を実施する。

(指導の拒否への対応)

第12条 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合は、監査要綱に基づき監査を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第13条 第8条から前条までの規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する